

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている事業者の方へ 消費税の課税選択の変更に係る特例について（詳細版）

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響（以下「新型コロナウイルス感染症等の影響」といいます。）を受けている事業者で一定の要件を満たす方について、消費税の届出等に関する特例が設けられました。

特例の対象となる事業者（特例対象事業者）

特例の対象となるのは、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち任意の連続した1か月以上の期間（以下「調査期間」といいます。）の事業としての収入金額が、前年の同時期と比べて、概ね50%以上減少している事業者の方です。

- 注1 事業開始1年未満であることにより、前年同時期との比較ができない場合は、令和2年1月以前で調査期間の収入金額と比較する期間として適当と認められる期間を比較対象として差し支えありません。
- 2 年間収入しか集計していないなど、調査期間に対応する期間の収入金額が不明な場合は、調査期間の直前1年間の収入金額を12で除し（平均収入）、これを割り当てる方法その他適当な方法により算定した金額を比較対象として差し支えありません。
- 3 特例の対象となるかどうかを判定する際の「収入金額」の計算に当たっては、事業者の事業上の売上その他の経常的な収入の額を含めますが、各種給付金など臨時的な収入は含めません。
- また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業者が収入すべき対価の額を減免又は猶予した場合のその減免額又は猶予額についても「収入金額」に含めません。例えば、不動産賃貸人が政府の要請に基づき賃借人が支払うべき賃料の支払を猶予していると認められる場合、「収入金額」の計算に当たっては、調査期間における賃料収入に計上される額からその猶予額を控除します。

1. 消費税の課税選択の変更に係る特例

特例対象事業者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間^{*}以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又は選択をやめる）ことができます。

※ 特定課税期間とは、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間をいいます。

- 注 この特例の適用により課税事業者を選択する（又は選択をやめる）場合、2年間の継続適用要件は適用されません。また、課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産（一の取引単位につき100万円（税抜き）以上の固定資産をいいます。以下同じ。）を取得した場合の「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出制限も適用されません。

承認申請手続

特例の承認を受けようとする場合、「新型コロナ特法第10条第1項(第3項)の規定に基づく課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」に「新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類」（4頁参照。以下「確認書類」といいます。）を添付して、次の期限までに納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、承認申請書と併せて「消費税課税事業者選択（不適用）届出書」も提出してください。

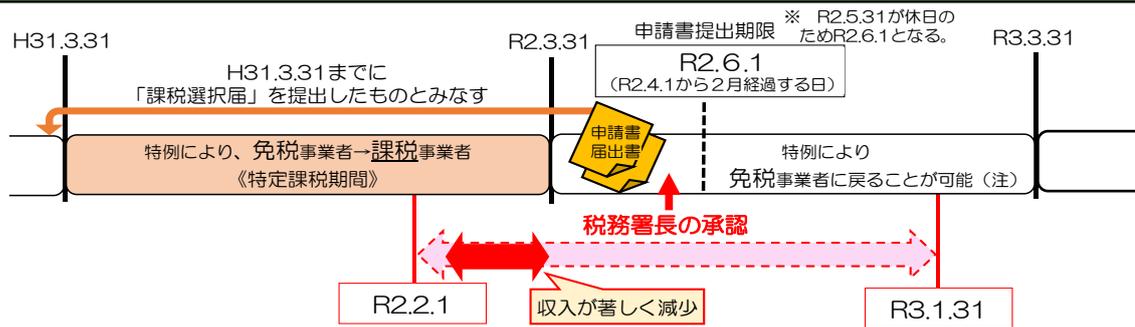
申請 期限

【課税事業者を選択する場合】特定課税期間の末日の翌日から2月以内^{※1}
【課税事業者の選択をやめる場合】特定課税期間の確定申告書の提出期限^{※2※3}

- ※1 個人事業者の12月31日の属する課税期間である場合には3月以内となります。なお、国税通則法第11条の規定の適用により、この承認申請の期限を延長することができます。
- ※2 国税通則法第11条の規定の適用により申告期限の延長を受けている場合にはその延長された期限となります。
- ※3 「特定課税期間」から課税事業者の選択をやめる場合及び「特定課税期間の末日が課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった課税期間の初日以後2年を経過する日（2年経過日）以後に到来する場合でその特定課税期間の翌課税期間以後の課税期間」から課税事業者の選択をやめる場合の期限です。これ以外の場合には、「2年経過日の属する課税期間の末日」と「課税事業者の選択をやめようとする課税期間の末日」とのいずれか早い日となります。

【事例 1：課税事業者を選択する場合】

3月末決算法人が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年3月1日から1か月間、事業としての収入が著しく減少したことから、急ぎよ、業態変更に伴う設備投資を行ったため、令和2年3月期について、課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合



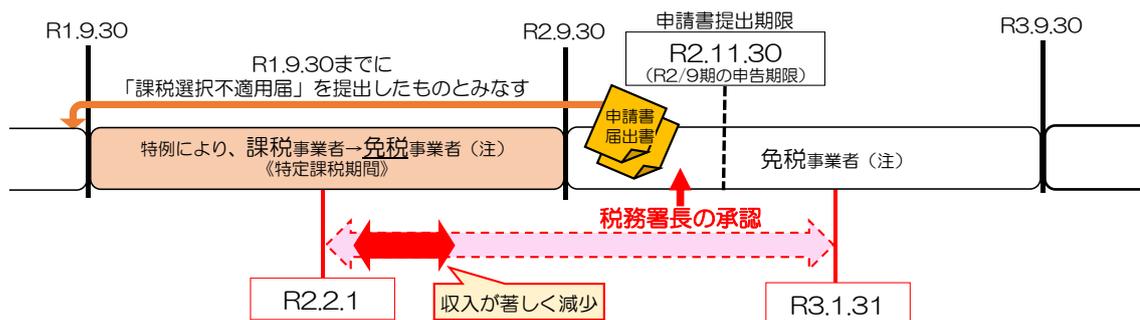
注 納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年。以下同じ。）における課税売上高が1,000万円以下の事業者です。

特定期間（個人事業者はその年の前年1/1～6/30、法人は原則、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間。以下同じ。）における課税売上高が1,000万円を超える場合等には、納税義務が免除されない場合があります。

◎ この事例において、R2/3期のみ課税事業者を選択し、R3/3期からその選択をやめる場合には、別途、本特例に係る「承認申請書」と「消費税課税事業者選択不適用届出書」をR3/3期の末日（R3.3.31）までに提出してください。

【事例 2：課税事業者の選択をやめる場合】

9月末決算法人が、当初、課税事業者を選択していたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年3月1日から1か月間、事業としての収入が著しく減少し、予定していた設備投資を行うことができなくなったため、令和2年9月期から課税事業者の選択をやめる場合



注 納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者です。特定期間における課税売上高が1,000万円を超える場合等には、納税義務が免除されない場合があります。

◎ この事例において、R2/9期のみ課税事業者の選択をやめ、R3/9期から再度選択をする場合には、別途、「承認申請書」と「消費税課税事業者選択届出書」をR2/9期の末日の翌日から2月を経過する日（R2.11.30）までに提出してください（R3/9期の初日の前日（R2.9.30）までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出する場合には「承認申請書」は不要）。

2. 次の①から③の場合における納税義務の免除の制限の解除

① 新設法人等が基準期間のない各課税期間中に調整対象固定資産を取得した場合

新設法人又は特定新規設立法人^{*}が、基準期間のない各課税期間中に調整対象固定資産を取得し、その取得した課税期間について一般課税で申告を行う場合、その取得した課税期間の初日以後3年間は納税義務が免除されませんが（消費税法12の2②又は12の3③）、新設法人又は特定新規設立法人に該当する特例対象事業者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、この3年間の納税義務が免除されない制限を解除することができます。

※ 新設法人とは、その事業年度の基準期間がない法人でその事業年度開始の日の資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人をいい、特定新規設立法人とは、新設法人に該当しない新規設立法人のうちその事業年度開始の日において、他の者に支配されているなど一定の場合に該当することとなる法人をいいます。

② 高額特定資産の仕入れ等を行った場合

高額特定資産^{*1}の仕入れ等を行い、その仕入れ等の日^{*2}の属する課税期間について一般課税で申告を行う場合、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年間^{*3}は納税義務が免除されませんが（消費税法12の4①）、特定課税期間の初日以後2年を経過する日の属する課税期

間までの課税期間において高額特定資産の仕入れ等を行った特例対象事業者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、この3年間の納税義務が免除されない制限を解除することができます。

- ※1 高額特定資産とは、一の取引単位につき、1,000万円（税抜き）以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。
- ※2 自己建設高額特定資産（他の者との契約に基づき、又はその事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として、自ら建設等をした高額特定資産）を取得した場合の高額特定資産の仕入れ等の日は、自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等の支払対価の額（建設費用）の累計額が1,000万円以上となった日となります。
- ※3 自己建設高額特定資産にあっては、※2の建設費用の累計額が1,000万円以上となった日の属する課税期間からその建設等が完了した日の属する課税期間以後3年経過する日の属する課税期間までの課税期間。

③ 高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合

高額特定資産である棚卸資産等について棚卸資産の調整措置^{※1}の適用を受けた場合、その適用を受けた課税期間の初日以後3年間^{※2}は納税義務が免除されませんが（消費税法12の4②^{※3}）、特定課税期間の初日以後2年を経過する日の属する課税期間までに高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった特例対象事業者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、この3年間の納税義務が免除されない制限を解除することができます。

- ※1 棚卸資産の調整措置とは、免税事業者が課税事業者となる日の前日に、免税事業者であった期間中に行った課税仕入れ等に係る棚卸資産を有している場合、その棚卸資産の課税仕入れ等に係る消費税額を、課税事業者となった課税期間の課税仕入れ等に係る消費税額とみなして仕入税額控除の計算の対象とする等の制度です（消費税法36①③）。
- ※2 棚卸資産の調整措置を受けることとなった日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産（他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の100/110に相当する金額等の累計額が1,000万円以上となったもの）にあっては、その建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの課税期間。
- ※3 令和2年4月1日以後に棚卸資産の調整措置の適用を受ける場合に適用されます。

承認申請手続

特例の承認を受けようとする場合、「新型コロナ税特法第10条第4項から第6項の規定に基づく納税義務の免除の特例不適用承認申請書」に「確認書類」（4頁参照）を添付して、次の期限までに納税地の所轄税務署長に提出してください。

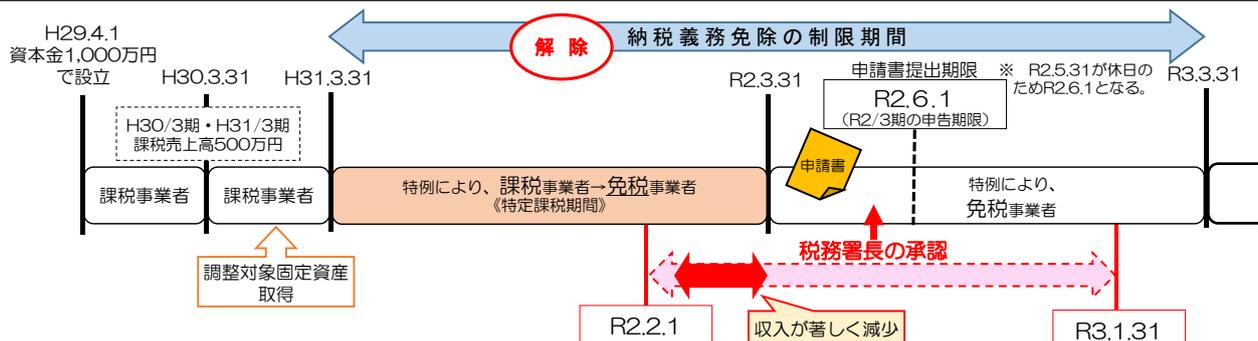
申請期限

- ①の場合 「特定課税期間の確定申告書の提出期限」[※]と「基準期間のない事業年度のうち、最後の事業年度終了の日」とのいずれか遅い日
- ②の場合 「特定課税期間の確定申告書の提出期限」[※]と「高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の末日」とのいずれか遅い日
- ③の場合 「特定課税期間の確定申告書の提出期限」[※]と「棚卸資産の調整規定の適用を受けることとなった日の属する課税期間の末日」とのいずれか遅い日

※ 国税通則法第11条の規定の適用により申告期限の延長を受けている場合にはその延長された期限となります。

【事例3：新設法人等が調整対象固定資産を取得した場合】

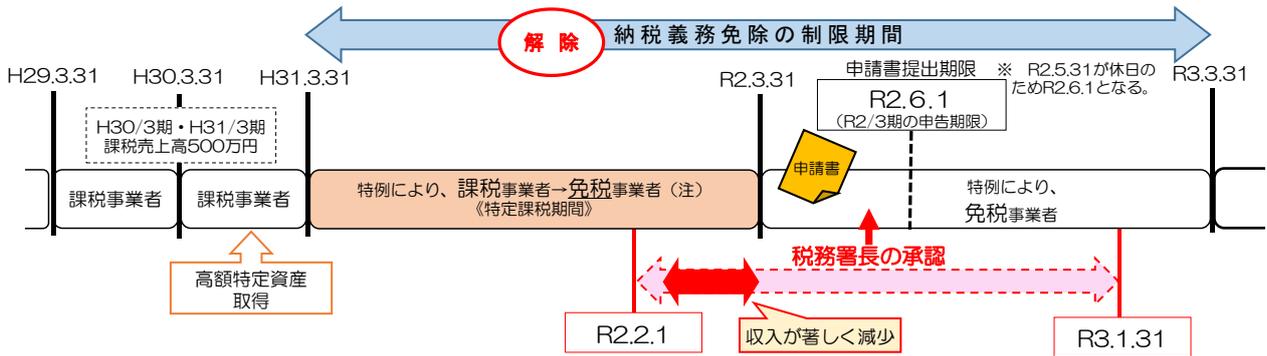
3月末決算の新設法人が、基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得していたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年3月1日から1か月間、事業としての収入が著しく減少したことから、令和2年3月期以後における納税義務の免除の制限を解除する場合



注 新設法人又は特定新規設立法人の基準期間ができた課税期間（R2/3期）以後の納税義務の判定については、基準期間における課税売上高等により行うこととなります。なお、基準期間がない課税期間（H31/3期まで）は、消費税法第12条の2第1項又は第12条の3第1項の規定により課税事業者となるため、本特例により免税事業者にはなりません。

【事例4：高額特定資産の仕入れ等を行った場合】

高額特定資産を取得していた3月末決算法人が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年3月1日から1か月間、事業としての収入が著しく減少したことから、令和2年3月期における納税義務の免除の制限を解除する場合



注 納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者です。特定期間における課税売上高が1,000万円を超える場合等には、納税義務が免除されない場合があります。

<承認申請書に添付する「確認書類」とは？>

承認申請書に添付する「新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類」（確認書類）とは、例えば、損益計算書、月次試算表、売上帳、現金出納帳、預金通帳のコピーなどで、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち任意の1か月以上の期間（調査期間）と、その調査期間に対応する期間の事業としての収入の金額が確認できる書類をいいます。

簡易課税制度の適用に関する特例について

簡易課税制度の適用については、消費税法第37条の2において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています。

例えば、今般の新型コロナウイルス感染症等の影響による被害を受けたことで、

- ◆ 通常の業務体制の維持が難しく、事務処理能力が低下したため簡易課税へ変更したい
- ◆ 感染拡大防止のために緊急な課税仕入れが生じたため一般課税へ変更したい

などの事情がある事業者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることにより、課税期間開始後であっても、簡易課税制度を選択する（又は選択をやめる）ことができます。

注1 簡易課税制度は、その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の場合に限り適用することができます。

注2 この特例の適用を受ける場合、2年間の継続適用要件は適用されません。また調整対象固定資産や高額特定資産等を取得した場合の「消費税簡易課税制度届出書」の提出制限も適用されません。

承認申請手続

簡易課税制度の適用に関する特例を受けるためには、新型コロナウイルス感染症等の影響による被害がやんだ日から2月以内※に「災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」と併せて、「消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

※ 被害のやんだ日とその申請に係る課税期間の末日の翌日（個人事業者の場合は、その末日の翌日から1月を経過した日）以後に到来する場合には、その課税期間に係る確定申告書の提出期限（国税通則法第11条の規定の適用により申告期限等の延長を受けている場合にはその延長された期限）となります。

- ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。
- 承認申請書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。